

○規制区域（案）に関する意見について

御意見	回答
土佐清水市清水ヶ丘の北西に隣接する部分が、盛土規制区域に入っていない。	ご指摘いただいた場所は「宅地造成等工事規制区域（案）」の範囲に含まれています。 現状図面では判断が困難だったと存じますので、詳細図面をホームページ上で公開しています。

なお、いただいた意見により、規制区域(案)を修正するものではありませんでした。

また、意見募集の対象外のご意見が1件ありました。制度に関する質問等については個別にご相談ください。